

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 040010 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 公立大学法人の知的財産権の出資 に対する規制の緩和 | 都道府県 | 大阪府 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1010010 | |
| 提案主体名 | 大阪市、大阪市立大学 | | | |

| | |
|-------------|--------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 文部科学省 |
|-------------|--------------|

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されている（地方独立行政法人法第21条、70条）。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを例外的に認めることを要望する。これにより、優れた研究成果（知財）をもってベンチャー企業として起業する場合に、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p><特例を設ける趣旨> 大学発の有望な研究成果が産業化されることは地域社会の活性化にとって重要な役割を果たす。一方で設立間もないベンチャー企業は企業としての経営基盤が弱く、不安定な存在である。ベンチャー企業の社会的信用の補完として公立大学が出資を行うことは有用であり、公立大学法人がベンチャー企業に直接出資して、経済活動の活性化を図り、地域活性化の起爆剤となるように推進したい。</p> <p><出資の方法></p> <p>大学が保有する知財（特許）を大学発ベンチャー企業に現物出資する。</p> <p>現物出資に対する価格評価方法については、特許群の現物出資の場合はこれまでに要した特許費用及び開発経費の一部とする。特許群の一部現物出資についても、同様にこれまでに要した特許費用、今後の特許費用概算及び開発経費の一部から算出する。</p> <p>出資価格の適正評価については、顧問契約している特許法律事務所への評価依頼及び監査法人での評価依頼を元に大学の発明委員会にて審議して決定する。</p> <p>なお、出資の意思決定については、大阪市立大学産学官連携推進本部が大学発ベンチャー企業への支援が適当であるかを判断のうえ、本学役員会及び本学教育研究評議会における承認を得ることを必要とする。</p> |

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|--------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 040020 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 地方自治法施行令で定める普通地方公共団体の随意契約要件の緩和 | 都道府県 | 長野県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1025010 | |
| 提案主体名 | 長野県 | | | |

| | |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 |
|-------------|-----|

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定では、現行上、物品の買い入れ時のみ随意契約によることを認めているが、賃借契約時にも随意契約を可能とする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、長野県では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、県が随意契約による購入を可能とすることで、新商品の市場における信用力を高めること等を目的に運用しているが、賃借契約の規定がないため、リース契約などの公共調達ができない状況である。したがって、随意契約による新商品の賃借を可能とすることで、県における新商品の調達などの活用幅を広げ、ベンチャー企業の発展等を支援する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、現在長野県では、新商品の生産により、新たな事業分野の開拓を図る者の認定制度を設け、当該事業者が開発した新製品を随意契約で購入し、新商品の信用力を高めるとともに、全国的に製品の PR を行っているところである。しかし、新商品の中には、災害対応などで期間を限定して使用するトレーラーハウスなど、永続的に所有する商取引を行わない形態も生じている。そのため、当該制度の活用にあたり、物品の購入のみならず賃借契約の締結を認めることで、新商品を開発した事業者への支援の充実を図る。</p> |

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|--------------------------|----------|-----------------|--|
| 管理コード | 040030 | プロジェクト名 | リニア・スーパーターミナル特区 | |
| 要望事項 (事項名) | 地下街の安全性・快適性の向上・ 強化の促進 | 都道府県 | 愛知県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1027060 | |
| 提案主体名 | 名古屋市、名古屋鉄道（株）、三井不動産（株） | | | |

| | |
|-------------|--------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 国土交通省 |
|-------------|--------------|

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 地下街と沿道建物を接続する場合の取扱いについて、地下街ごとに異なる安全性等の状況に応じた性能評価により柔軟に運用する。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>性能評価による柔軟な運用により、地下街に接続している特定防火対象物の再開発が促進され、地下街と再開発建物が一体となって地下空間の安全性の向上が図られ、都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化に寄与する。</p> <p>提案理由</p> <p>特定防火対象物の地階と地下街が接続している場合の特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすかどうかの取扱いについて、既存地下街の安全性に関わらず、全国一律の仕様規定になっているため、地下街に接続している特定防火対象物の再開発にあたって制約を受けている。</p> |

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|---|----------|-------------------------------------|--|
| 管理コード | 040040 | プロジェクト名 | 非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への小口寄付 | |
| 要望事項 (事項名) | 非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする規制緩和 | 都道府県 | 神奈川県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1029010 | |
| 提案主体名 | 鎌倉市 | | | |

| | |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 |
|-------------|-----|

| |
|---|
| 求める措置の具体的内容 |
| <p>非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする、規制緩和。以下の項目のほか、事業の実現に必要なその他の規制緩和</p> <p>① 電子マネー（非接触型 IC カード）を公金の納付方法の一つに規定する。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 |
| <p>鎌倉市は、年間延べ 2,300 万人ともいわれる観光客が訪れるとともに、古都としての性格から、後世に残すべき文化財やみどりに恵まれた自然環境を豊富に抱える、特色ある都市である。</p> <p>このような特色の中、まちを形作る都市インフラや、保存すべき文化財等を約 17 万人の市民負担のみで適正に整備・維持管理することは、厳しい財政状況や施設の老朽化の中で限界となり、住民サービスをも圧迫しかねない、大きな課題となっている。</p> <p>このため、観光客も鎌倉のまちづくりの一員として捉え、訪れた際に、行政（鎌倉市）への一定の寄付を行っていただくことで、よりよい観光インフラ提供により観光都市としての価値を高めるとともに、後世に残すべき資産を適切に保持していくため、本事業に取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、観光客が実際に訪れる場所で、簡便な方法により寄付を可能とすることが本事業の大きなポイントであり、現在交通機関の利用に必須ともいえる、既存の非接触型の交通系 IC カードによる電子マネーを活用することによりはじめて事業が実現する。この際に、地方自治体が公金を収納することについて、法規制により実現が難しいことから、この緩和を求めるものである。</p> |

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|--------------------|----------|-----------------------|--|
| 管理コード | 040050 | プロジェクト名 | 農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト | |
| 要望事項 (事項名) | 農業高校等の教育施設の利用要件の緩和 | 都道府県 | 熊本県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1032040 | |
| 提案主体名 | 熊本県 | | | |

| | |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 |
|-------------|-----|

| |
|---|
| 求める措置の具体的内容 |
| <p>農林水産業の関係者が農業高校等の教育施設において、地域の農林水産物を活用した加工品の開発や研修等を行う場合、その都度、地方自治法に基づく知事の使用許可を得るのではなく、届出とする。</p> <p>なお、届出については、その施設が公用又は公共用のため必要が生じた場合は、その用途又は目的を優先する旨記載して提出するものとする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 |
| <p><背景></p> <p>地域の農業者等が農林水産物を利用した加工品の開発や研修等を行うことは、農林水産物の付加価値を高め所得の向上を図るだけでなく、地域のコミュニィ醸成にも重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、加工品の開発や研修等を行う際に、利便性の良い加工施設等が十分に整備されていない地域も存在する。</p> <p>このような中、地域資源である農業高校の加工施設等を活用することが重要であり、地域の農林水産物を利用した付加価値の高い加工品の開発や、若い担い手等とも連携して研修等を行うなど、開かれた農業高校による6次産業化などの支援を推進すること必要である。</p> <p><提案理由></p> <p>現在、地域の農業者などが加工品の開発や研修等を行うために、農業高校の施設を利用する場合は、その都度、知事（県規則により学校長に委任）の使用許可を得なければならない、農業者などには事務の負担となり、利用しにくい状況である。</p> <p>また、使用許可までに一定の時間を要するため、農業者などのニーズに速やかに対応することができない状況となっている。</p> <p>このため、地域の農業者などが加工品の開発や研修等を行う際に農業高校を使用する場合は、届出により施設の使用を可能とすることで、利便性の向上を図り、6次産業化などの推進や若い担い手の育成にも寄与することができる。</p> |

04 総務省 構造改革特区第26次 検討要請

| | | | | |
|---------------|------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 040060 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 行政財産の目的外使用許可に係る 料金設定の要件緩和 | 都道府県 | 広島県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1042010 | |
| 提案主体名 | 広島県三次市 | | | |

| | |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 |
|-------------|-----|

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>公共施設等に自動販売機等の設置をする場合における行政財産の目的外使用に係る使用料について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については、地方自治法第 228 条により「条例により定めなければならない」とされている。公共施設等に自動販売機等の設置をする場合、その徴収金額は、当該使用に係る物的施設の維持管理費の全部又は一部を特定人が特定の利益を受けるという点に着目して、当該特定人に負担させることをその根拠とするもので、貧富の差など応能的な見地から差等を設けることはできないと解されている。</p> <p>当市の厳しい財政状況の中、市有財産の有効活用及び新たな歳入を確保し、将来、施設の修繕に充てるための基金への積立ができるよう、地方自治法について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする特例措置の創設を求める。</p> |